



医政発 0629 第 10 号
平成 23 年 6 月 29 日

社団法人 日本臨床衛生検査技師会会长 殿

厚生労働省医政局長



東日本大震災による医療法第 8 条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令の施行について（施行通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等に対する周知方よろしくお取計らい願います。

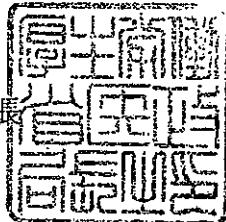


医政発 0629 第 8 号
平成 23 年 6 月 29 日

各都道府県知事 殿



厚生労働省医政局長



東日本大震災による医療法第 8 条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令の施行について（施行通知）

今般、東日本大震災による医療法第 8 条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（平成 23 年政令第 194 号。別添参照。）が平成 23 年 6 月 29 日に公布され、同日施行されたところですので、貴職におかれましては、御了知の上、管下政令指定都市、保健所設置市、医療機関、関係団体等に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 制定の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定による義務の免責については、東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 19 号）第 4 条により、平成 23 年 6 月 30 日までとされていたところ。今般、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 8 条の規定等による届出の義務については、平成 23 年 6 月 30 日までに義務の履行が困難な場合があることから、法第 4 条第 3 項の規定に基づき、免責の期限を延長することとした。

第二 本政令の内容

- 1 免責の期限を平成 23 年 12 月 31 日まで延長する義務（第 1 号関係）
 - ① 医療法第 8 条の規定による臨床研修等修了医師等が診療所等を開設する場合の届出の義務
 - ② 医療法第 8 条の 2 第 2 項の規定による病院等を休止又は再開した場合の届出の義務

第四 異算事項

本政令付託、公布の日から施行する。

第三施行日期

- (3) 医療法第 9 案第 1 項の規定による病院等を廃止する場合の届出の義務

(4) 医療法第 9 案第 2 項の規定による病院等の開設者に既存法人、又は其の院長
告を受付た場合はの届出の義務

東日本大震災による医療法第八条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令をここに公布する。

御名御職

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣
菅直人

